

田 や 第 693 号
令和 8 年 2 月 27 日

各 指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所 開 設 者 様

田 辺 市 保 健 福 祉 部 長
(公 印 省 略)

居 宅 介 護 支 援 に お け る 特 定 事 業 所 集 中 減 算 に つ い て (令 和 7 年 度 後 期 分)

平 素 は、介 護 保 険 事 業 に 格 別 の ご 協 力 を 賜 り 厚 く お 礼 申 し 上 げ ま す。

さ て、令 和 7 年 度 後 期 の 判 定 結 果 報 告 に つ き ま し て、下 記 の と お り と い た し ま す の で、判 定 様 式 の 提 出 等 に 遺 漏 の な い よ う お 願 い い た し ま す。

記

・ 判 定 期 間

(後 期) 令 和 7 年 9 月 1 日 ~ 令 和 8 年 2 月 末 日

・ 提 出 書 類

居 宅 介 護 支 援 に お け る 特 定 事 業 所 集 中 減 算 に 係 る 判 定 様 式

◆ 必 要 な 場 合 は、挙 証 資 料 及 び 必 要 書 類 を 必 ず 添 付 し て く だ さ い。

・ 提 出 期 限

令 和 8 年 3 月 13 日 (金)

・ 提 出 先

田 辺 市 や す ら ぎ 対 策 課 指 導 係

・ 提 出 方 法

(1) 電 子 申 請 ・ 届 出 シ ス テ ム

【 URL 】 <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

「 申 請 届 出 メ ニ ュ ー 」 は、「 5 . 加 算 に 関 す る 届 出 」 を 選 択 し、ご 提 出 く だ さ い。

(2) 郵 送 又 は 持 参

電 子 申 請 届 出 シ ス テ ム の 活 用 環 境 が 整 っ て い な い な ど、や む を 得 な い 事 情 が あ る 場 合、郵 送 又 は 書 類 の 持 参 に よ る 届 出 も 可 能 と し ま す。こ の 場 合 に お い て は、2 部 ご 提 出 く だ さ い。1 部 を 事 業 所 控 え 分 と し て、お 返 し い た し ま す。

ま た、郵 送 の 場 合、事 業 所 控 え 分 の 返 信 用 封 筒 (郵 便 番 号、住 所、事 業 所 名 を 記 載 し 切 手 を 貼 っ た も の) を 同 封 し て く だ さ い。後 日、受 付 印 を 押 印 し 返 送 い た し ま す。

◆ 提 出 を 要 す る 事 業 所 は、下 記 の ①、② と な り ま す。

① 判 定 の 結 果 が 8 0 % を 超 え た 事 業 所

② 判 定 期 間 内 に 新 規 指 定 を 受 け た 事 業 所

◆ 対 象 と な ら な い 事 業 所 は 提 出 す る 必 要 は あ り ま せ ん。

(従 来 か ら の 取 扱 い と 変 更 は あ り ま せ ん。た だ し、判 定 結 果 が 8 0 % を 超 え な か っ た 場 合 に お い て も、書 類 は 各 事 業 所 に お い て 判 定 期 間 後 の 減 算 適 用 期 間 が 完 結 し た 日 か ら 5 年 間 保 存 し て く だ さ い。)

※ 判定様式、必要な書式は、田辺市やすらぎ対策課指導係のホームページに掲載しています。また、併せて掲載しています「(別紙) 居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取り扱いについて」をご確認ください。

(田辺市やすらぎ対策課指導係ホームページ

<https://www.city.tanabe.lg.jp/soshiki/hokenfukushi/4/4/985.html>)

〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号

田辺市 やすらぎ対策課 指導係

電話：0739-33-7033 FAX：0739-25-3994